

第12回抗悪性腫瘍薬開発フォーラム

「日本発のシーズを迅速に実用化する為にアカデミアが果たすべき役割」

文部科学省におけるがん対策について



文部科学省高等教育局医学教育課

平成24年2月18日(土)



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

がんプロフェッショナル養成プラン

目的・背景

がんは、昭和56年からわが国の死因第1位(H21年:全死因の30.1%)の疾患となっており、これまで政府はがん対策として、「対がん10カ年総合戦略(昭和59年)」、「がん克服新10カ年戦略(平成6年)」及び「第3次対がん10カ年戦略(平成16年)」を策定し取り組んできた。

しかし、がんは依然として国民の生命および健康に重要な課題となっている現状にかんがみ、平成18年6月には「がん対策基本法(法律第98号)」が成立し、また平成19年6月には同法に基づき「がん対策推進基本計画」が策定されたところである。

これらにおいて、全国におけるがん医療の均てん化を行うとともに、がんを横断的・集学的に診療できる医療人が全国的に少なくその養成を図ることが急務であり、またあわせて近年の高度化したがん医療に対応するため、医師に加えて、看護師、診療放射線技師等の各種医療人が参画しチームとして機能することも重要であると考えられる。

このことから、文部科学省では、がん医療の担い手となる高度な知識・技術を持つがん専門の医療スタッフ(医師、看護師、薬剤師及び診療放射線技師など)といった、がんの特化した医療人の養成を行うための大学の取組の支援を行うものである。

予算額

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
14億円	19億円	20億円	20億円	20億円

支援期間

5年間(平成19年度～平成23年度)

採択実績

18件(参画95大学)

期待される効果

大学病院とがん診療連携拠点病院等において緊密なネットワークが構築され、

○がんに関する幅広い知識や高度な技術を有する多くの専門医等の育成

○がん医療水準の向上(均てん化)

により、全国どこでも最適ながん医療が受けられ、がん治癒率、がん患者のQOL等の向上が図られる。

事業内容

新たながん治療体制の構築へ向け、医療現場で直接役立つ人材の養成へ視点をおいた教育研究拠点を整備し、体系的な教育課程の編成と適切な教育・指導の実現を目指す。

- 放射線療法、化学療法等がん治療に特化した専門医師等の養成
- 教育組織(講座等)の整備充実
- 緩和ケア教育の充実
- 大学及びがん拠点病院等地域医療機関の連携強化等

【コースの概要】

医学・歯学系大学院の博士課程又は修士課程教育において以下の3コースを設定することとし、全てのコースを合せて行うものとする。

○がん医療に携わる専門医師養成コース

【概要】

高い臨床能力と研究能力を併せ持った臨床医を養成するために、大学院博士課程4年間にがん臨床とがん研究との教育指導の両者を配置し、効果的・効率的な環境下で学位の取得とともに、主として、放射線療法、化学療法、緩和ケアに関する腫瘍専門医師の養成を目指す。

【対象】

医学・歯学の大学院博士課程(修業年限4年)の学生への教育を対象とした取組

○がん医療に携わる専門の医師以外の医療スタッフ(従来のコメディカル)養成コース

【概要】

薬剤師、看護師、放射線技師等の基礎資格を有する者等に対し、大学院において、がん医療に特化した実践型教育を行うことにより、効果的・効率的な環境下で学位の取得とともにがんチーム医療に積極的に貢献できるがん専門薬剤師、がん専門看護師、医学物理士及び放射線治療品質管理士等の高度職業人の養成を目指す。

【対象】

薬学系、看護学系、放射線技術系等の大学院修士課程又は博士課程の学生への教育を対象とした取組

○がん医療に携わる専門医師等の研修(インテンシブ)コース

【概要】

各学会の認定医あるいは専門医を取得した医師等を対象とし、大学院の科目等履修生等として、一定期間で、がんの診断・治療・研究に必要な高度先進的な知識と技術を習得した専門家の養成を目指す。

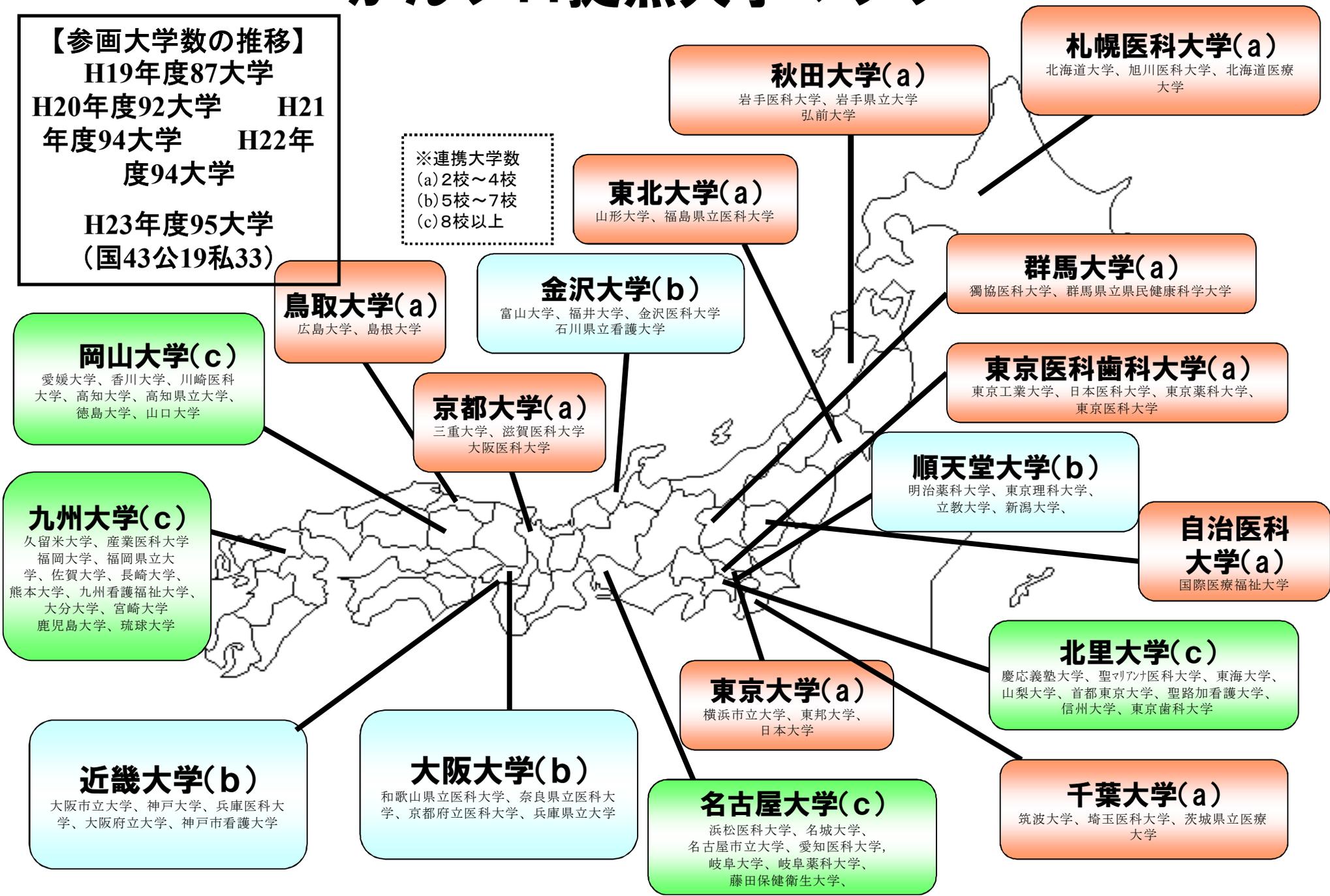
【対象】

各学会の認定医あるいは専門医を取得した医師等への教育を対象とした取組

がんプロ拠点大学マップ

【参画大学数の推移】
 H19年度87大学
 H20年度92大学
 H21年度94大学
 H22年度94大学
 H23年度95大学
 (国43公19私33)

※連携大学数
 (a) 2校～4校
 (b) 5校～7校
 (c) 8校以上



がん対策推進基本計画 中間報告書 <抜粋>

平成22年6月15日 厚生労働省

第3章 中間報告

Ⅲ 分野別施策の個別目標に対する進捗状況と今後の課題等に係るがん対策推進協議会の意見

1 がん医療

① 放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成

(個別目標①)

がん診療を行っている医療機関が放射線療法及び化学療法を実施できるようにするため、まずはその先導役として、すべての拠点病院において、5年以内に、放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制を整備するとともに、拠点病院のうち、少なくとも都道府県がん診療連携拠点病院及び特定機能病院において、5年以内に、放射線療法部門及び化学療法部門を設置することを目標とした。

(進捗状況①)

文部科学省がんプロフェッショナル養成プランでは、大学院において、放射線療法や化学療法等のがん医療に専門的に携わる医師、看護師等の医療従事者の養成(平成21年(2009)年5月時点の受入数:約1,500人)を図っている。

(今後の課題等に係るがん対策推進協議会の意見)

医療従事者の育成に関し、必要数を算定し、不足や偏在を把握して計画的に育成配置をするための「がん医療に携わる医療従事者の計画的育成事業」が、平成22年度において予算化された。

平成23年度 養成(受入れ)人数

〇がんを専門とする医師等

・放射線治療に関する専門医等	49人
・薬物療法に関する専門医等	197人
・放射線治療かつ薬物療法に関する専門医等	93人
・その他(※1)	96人
計	435人

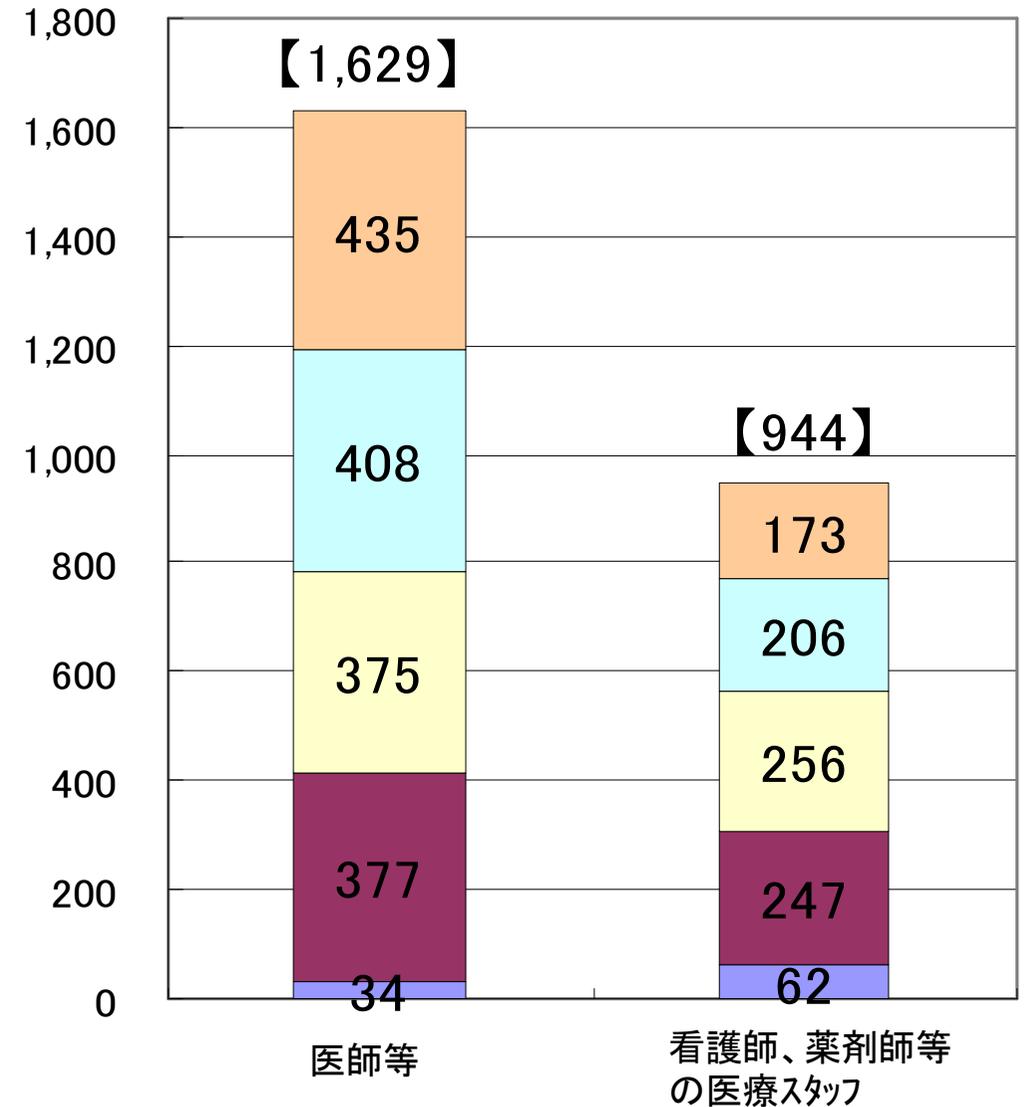
〇がんを専門とする看護師等

・医学物理士及び放射線治療品質管理士等	69人
・がん看護専門看護師等	65人
・がん専門薬剤師等	19人
・その他(※2)	20人
計	173人

(※1) 日本緩和医療学会認定医(日本緩和医療学会)、がん治療認定医(日本がん治療認定医機構、日本乳癌学会)、消化器外科専門医(日本消化器外科学会)、リハビリテーション科専門医(日本リハビリテーション学会)、口腔外科専修医(日本口腔外科学会)、日本内科学会認定医(日本内科学会)、日本臨床腫瘍学会専門医(日本臨床腫瘍学会)、日本乳癌学会乳腺認定医(日本内科学会)、日本外科学会専門医(日本外科学会)、泌尿器科医専門医(日本泌尿器科学会)、乳腺専門医(日本乳腺学会)、婦人科腫瘍専門医(日本婦人科腫瘍学会)、外科専門医(日本外科学会)、日本内視鏡外科学会技術認定医、日本ペインクリニック学会認定医 など

(※2) 診療情報管理士、細胞検査士、がんリハビリ療法士、がん専門栄養士 など

(備考) 上記人数は、平成23年度単年度の受入(養成予定)人数。
(平成23年6月文部科学省医学教育課調べ)



■ H19年度 ■ H20年度 ■ H21年度 ■ H22年度 ■ H23年度

平成23年度 養成(受入れ)人数(医師等)

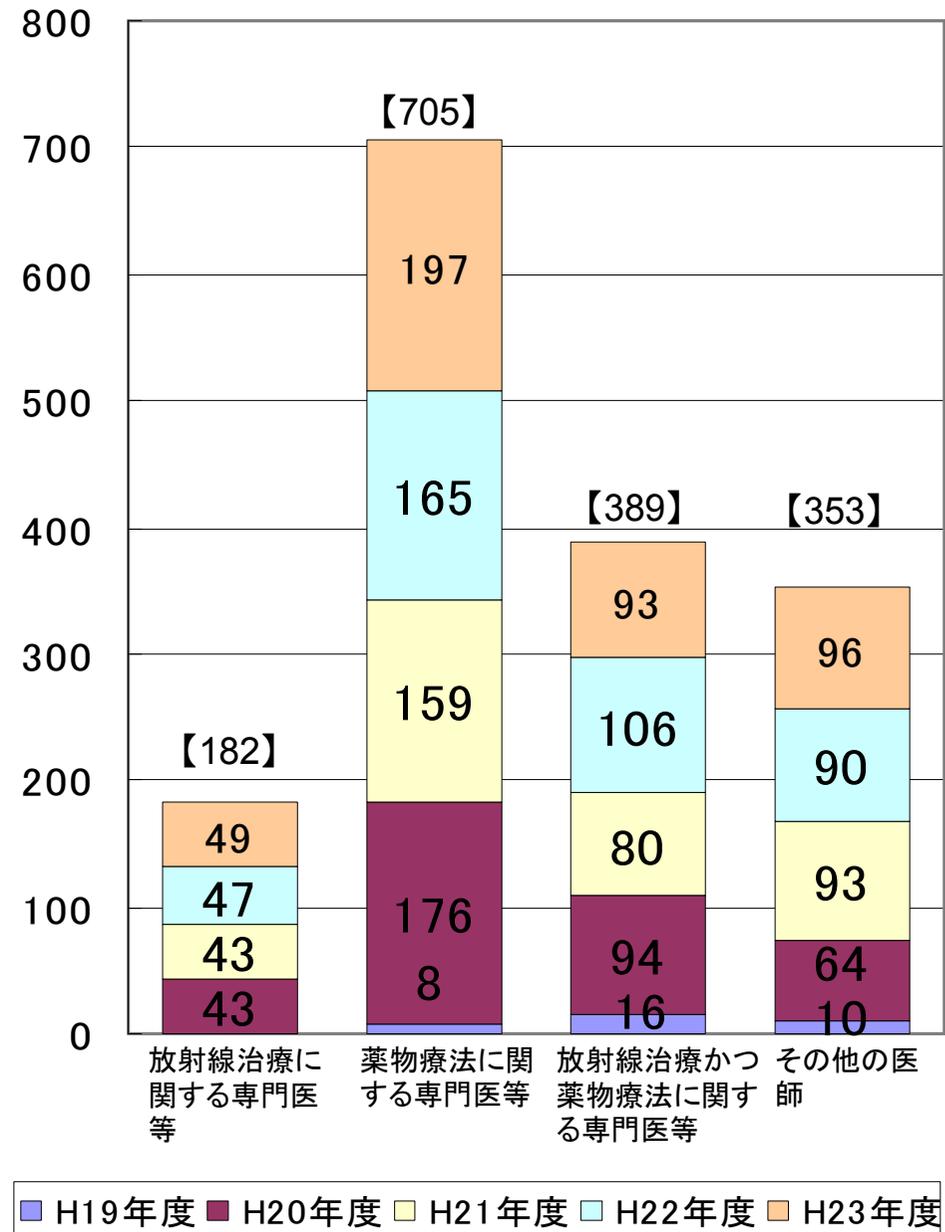
〇がんを専門とする医師等

・放射線治療に関する専門医等	49人
・薬物療法に関する専門医等	197人
・放射線治療かつ薬物療法に関する専門医等	93人
・その他(※)	96人
計	435人

(※)日本緩和医療学会認定医(日本緩和医療学会)、がん治療認定医(日本がん治療認定医機構、日本乳癌学会)、消化器外科専門医(日本消化器外科学会)、リハビリテーション科専門医(日本リハビリテーション学会)、口腔外科専修医(日本口腔外科学会)、日本内科学会認定医(日本内科学会)、日本臨床腫瘍学会専門医(日本臨床腫瘍学会)、日本乳癌学会乳腺認定医(日本内科学会)、日本外科学会専門医(日本外科学会)、泌尿器科医専門医(日本泌尿器科学会)、乳腺専門医(日本乳腺学会)、婦人科腫瘍専門医(日本婦人科腫瘍学会)、外科専門医(日本外科学会)、日本内視鏡外科学会技術認定医、日本ペインクリニック学会認定医
など

(備考)上記人数は、平成23年度単年度の受入(養成予定)人数。

(平成23年6月文部科学省医学教育課調べ)



平成23年度 養成(受入れ)人数(看護師等)

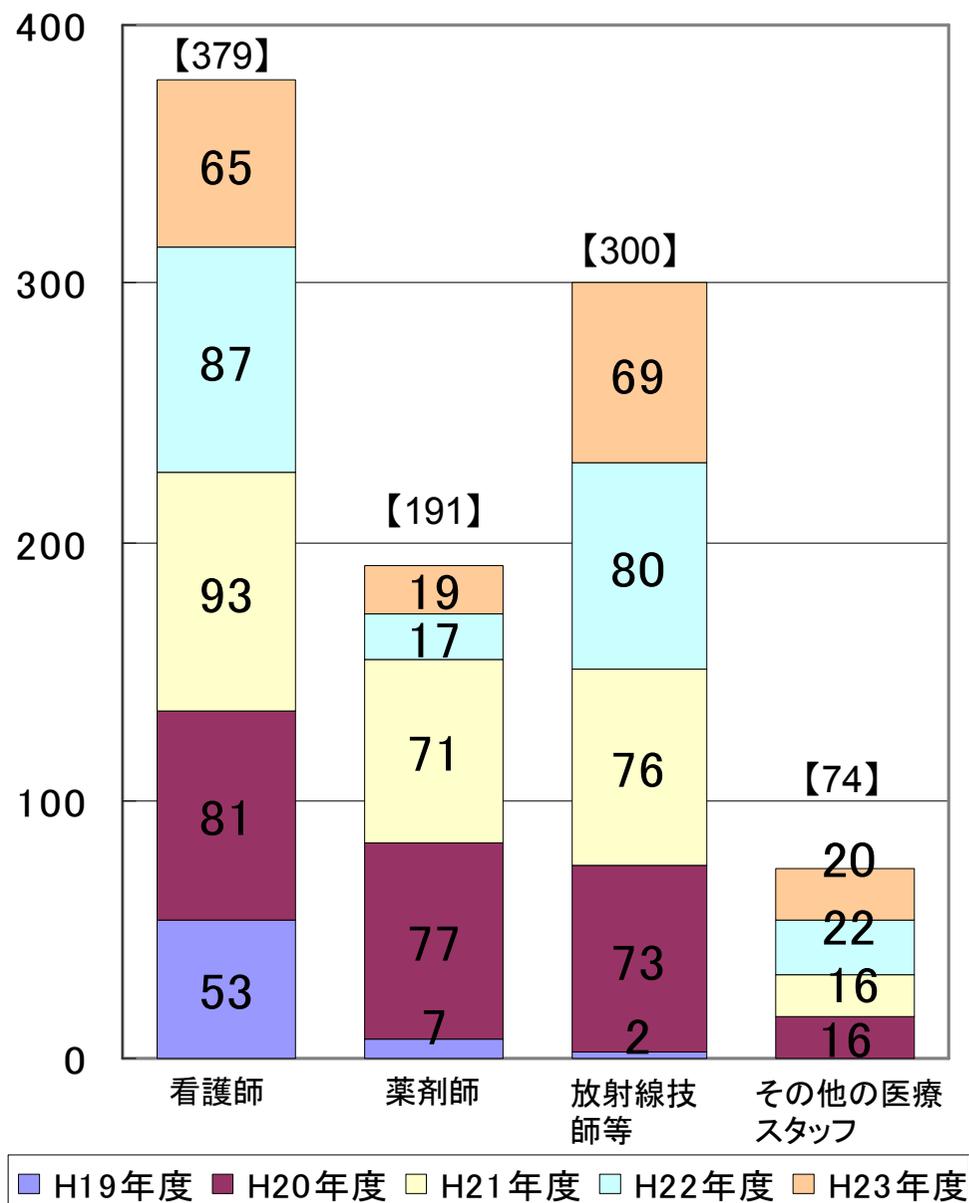
○がんを専門とする看護師、薬剤師等の 医療スタッフ等

・がん看護専門看護師等	65人
・がん専門薬剤師等	19人
・医学物理士及び放射線治療品質管理士等	69人
・その他(※2)	20人
計	173人

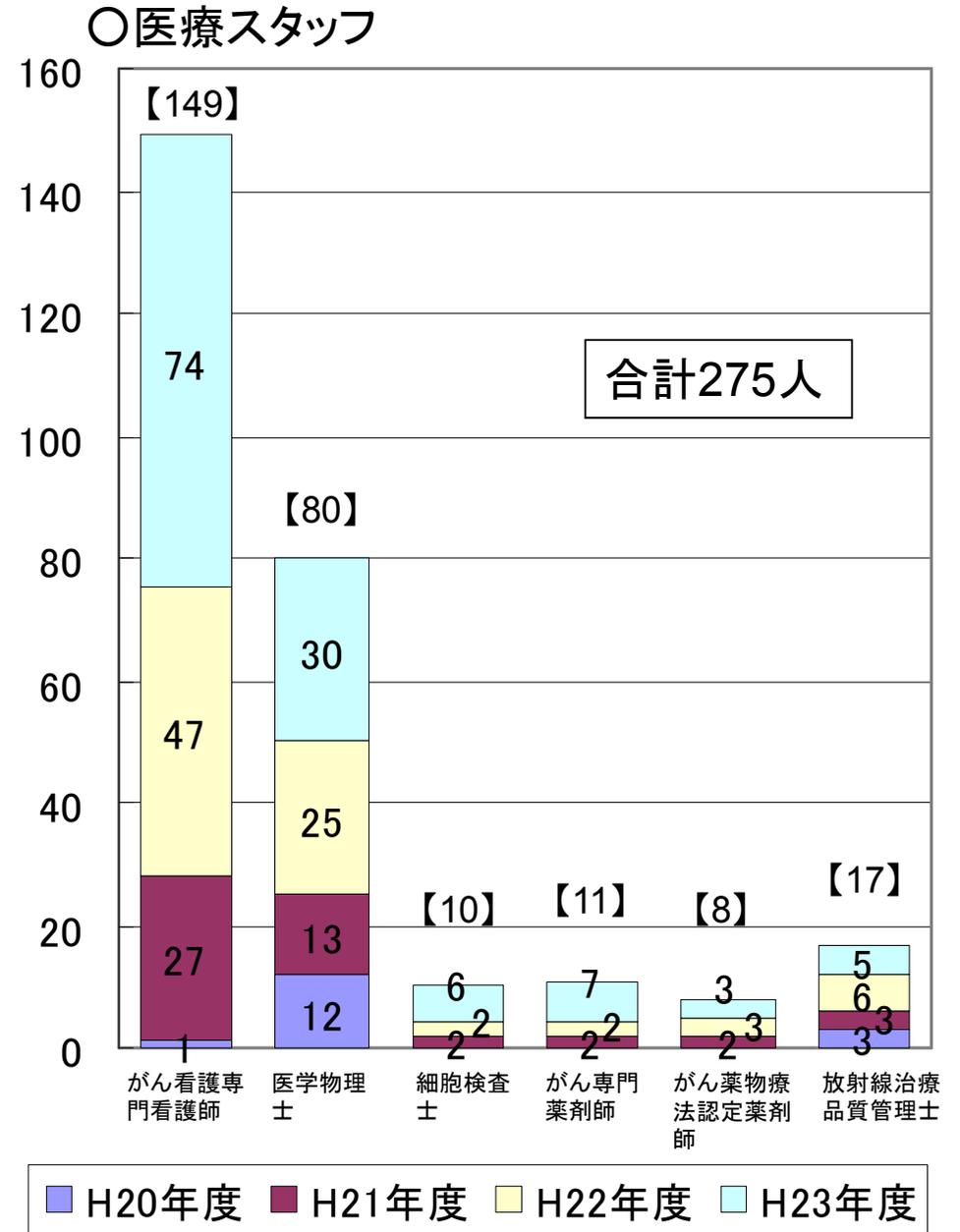
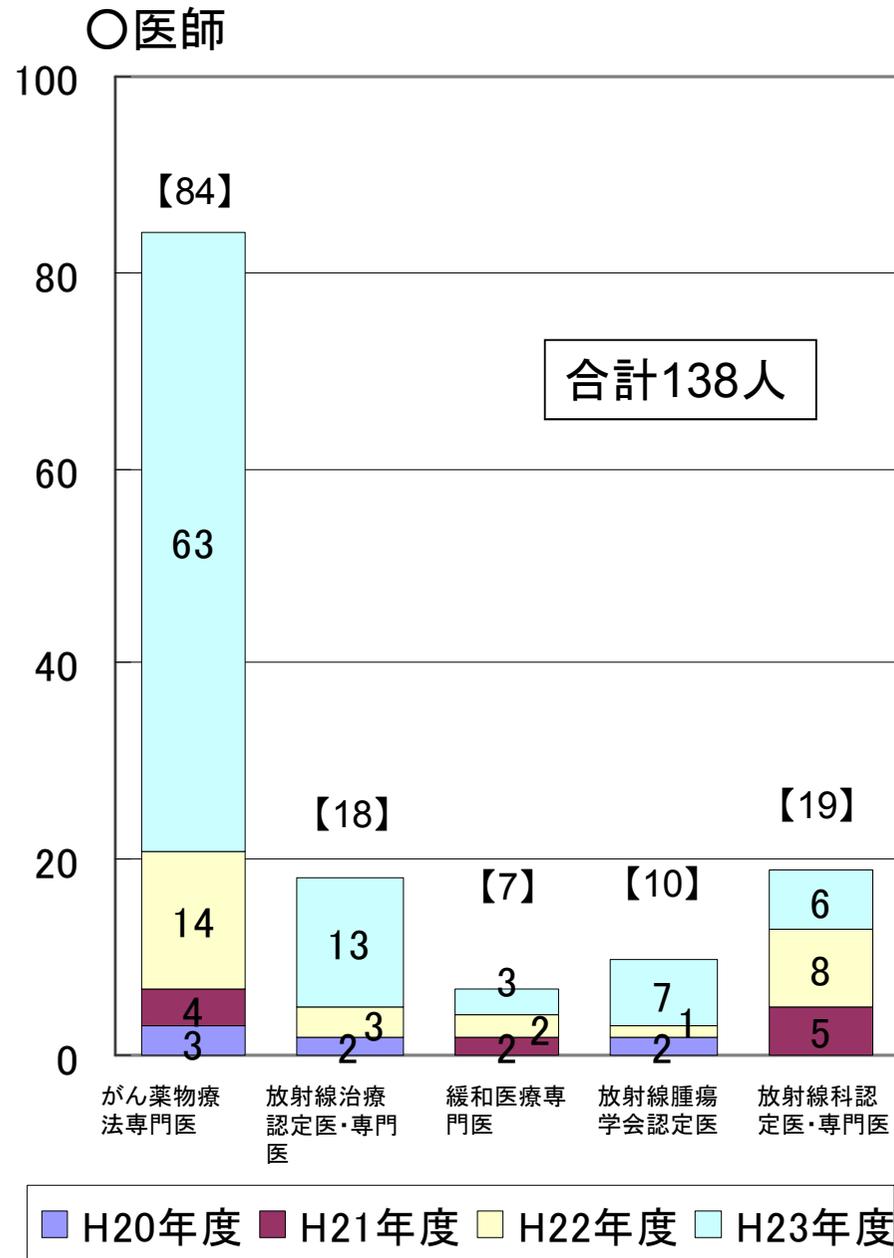
(※)診療情報管理士、細胞検査士、がんリハビリ療法士、
がん専門栄養士 など

(備考)上記人数は、平成23年度単年度の受入
(養成予定)人数。

(平成23年6月文部科学省医学教育課調べ)

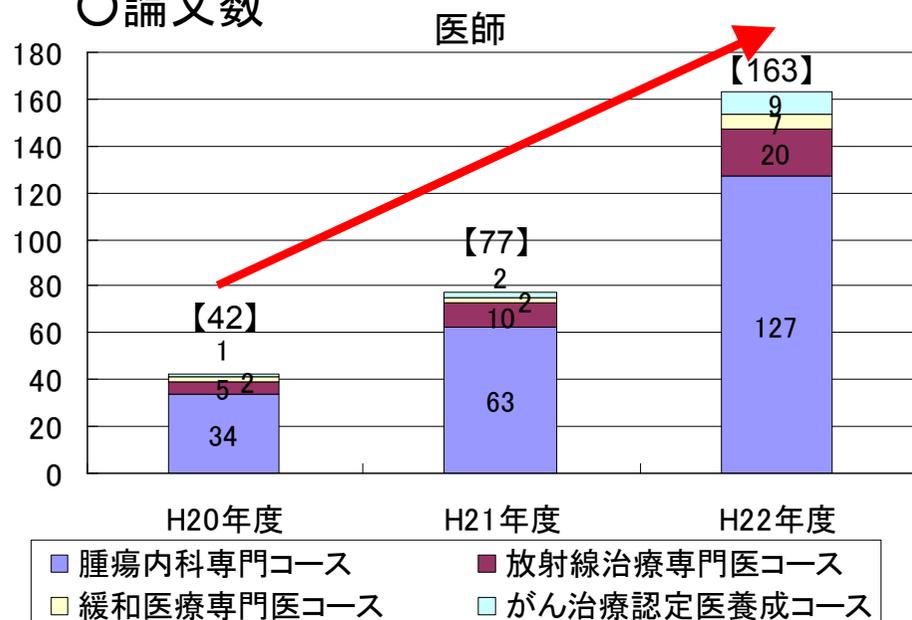


主な資格取得者数の推移

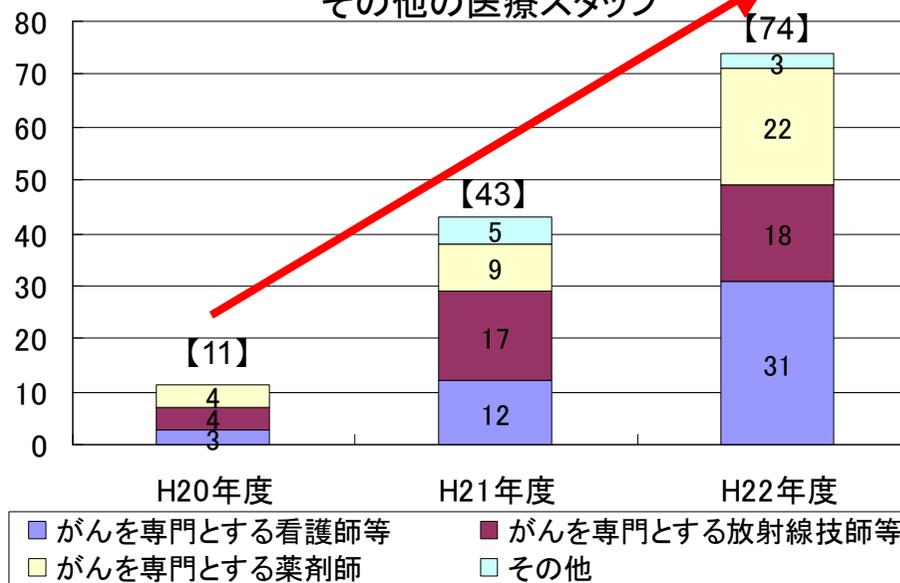


論文・学会発表等

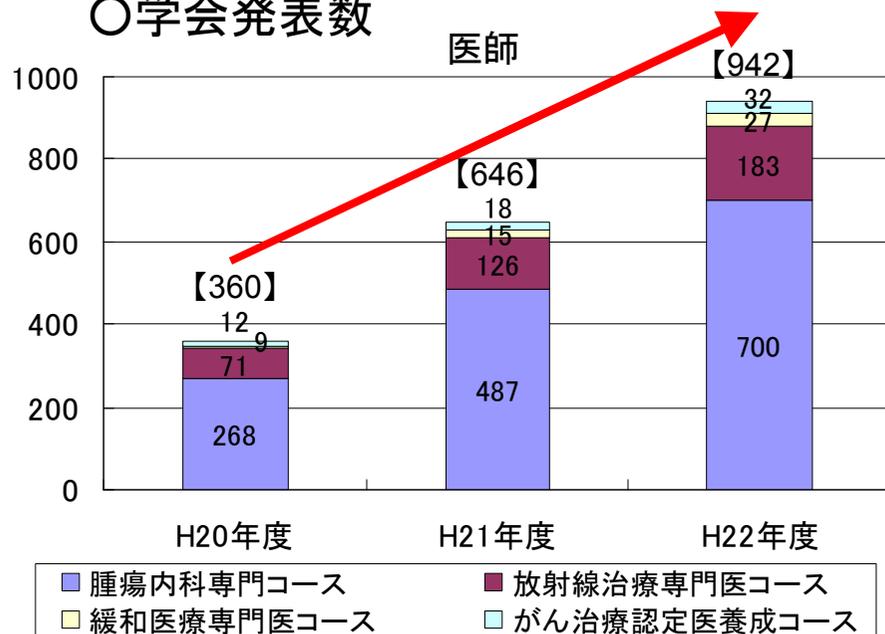
○論文数



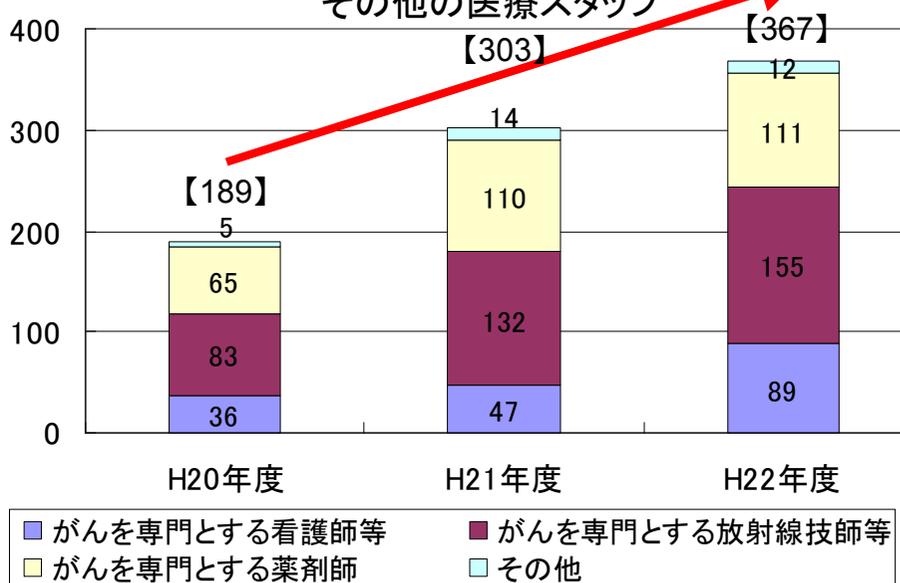
その他の医療スタッフ



○学会発表数



その他の医療スタッフ



がんプロセス修了者の進路

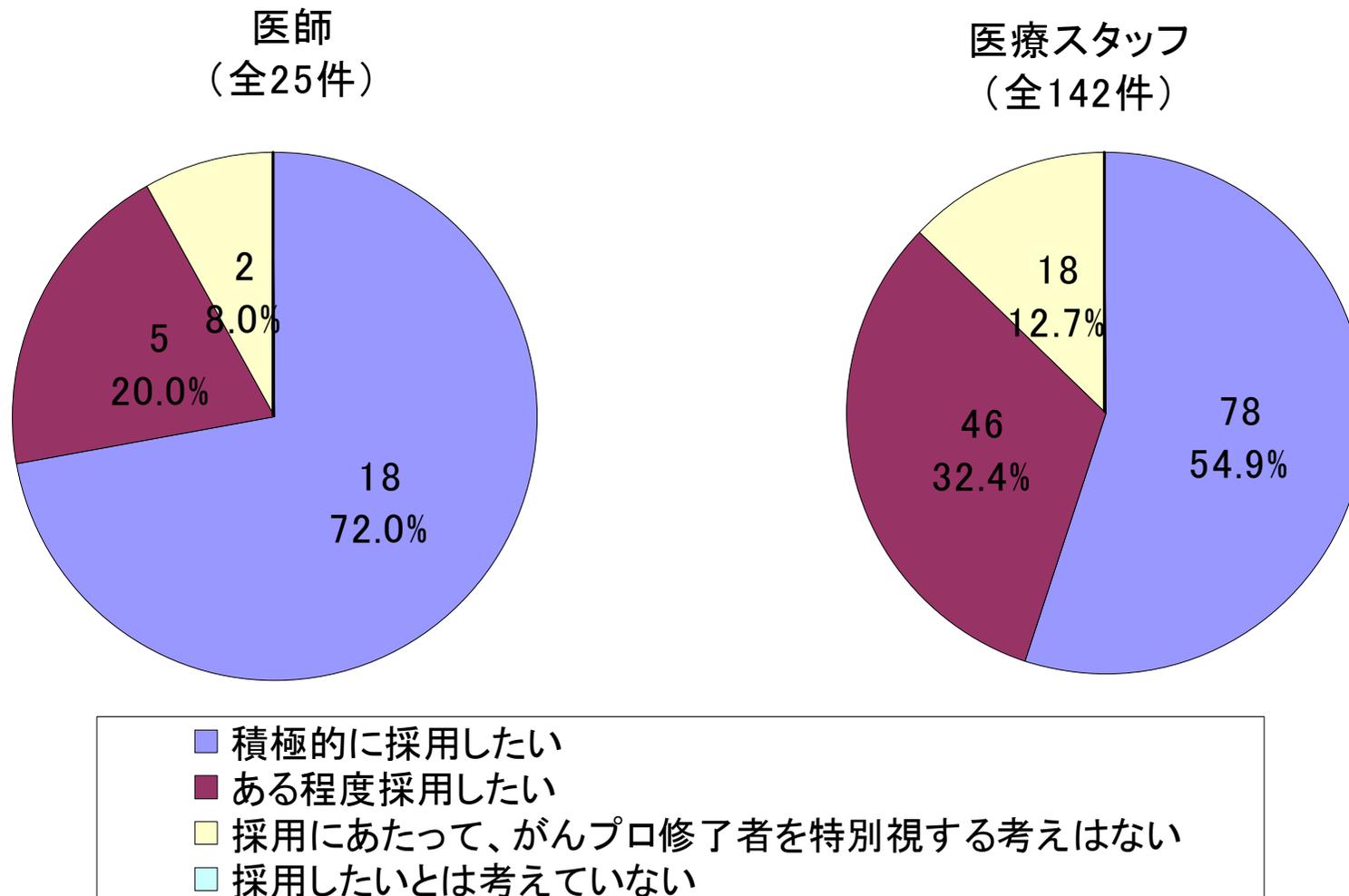
◆修了者はがん診療連携拠点病院(42.7%)等で活躍。

	大学(大学病院除く)	大学病院	病院(大学病院除く)	診療所	その他の医療機関	民間企業	行政	進学・留学	その他の業務	無職	不詳	計	再掲(がん診療連携拠点病院分)	
													都道府県拠点	地域拠点
がん専門医師	8	13	19	0	0	0	0	2	0	0	5	47	9	9
がんを専門とする看護師等	4	26	61	0	0	1	1	0	1	4	5	103	24	30
がんを専門とする放射線技師等	2	25	28	1	2	4	2	2	2	1	7	76	11	17
がんを専門とする薬剤師等	1	14	29	0	0	2	3	2	0	1	1	53	11	10
その他医療スタッフ	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	4	0	0
計	16	78	138	1	2	7	6	8	3	6	18	283	55	66
割合	5.7%	27.6%	48.8%	0.4%	0.7%	2.5%	2.1%	2.8%	1.1%	2.1%	6.4%	100%	19.4%	23.3%

※平成22年度コース修了者のうち進路を把握している者

がんプロ修了者の採用について

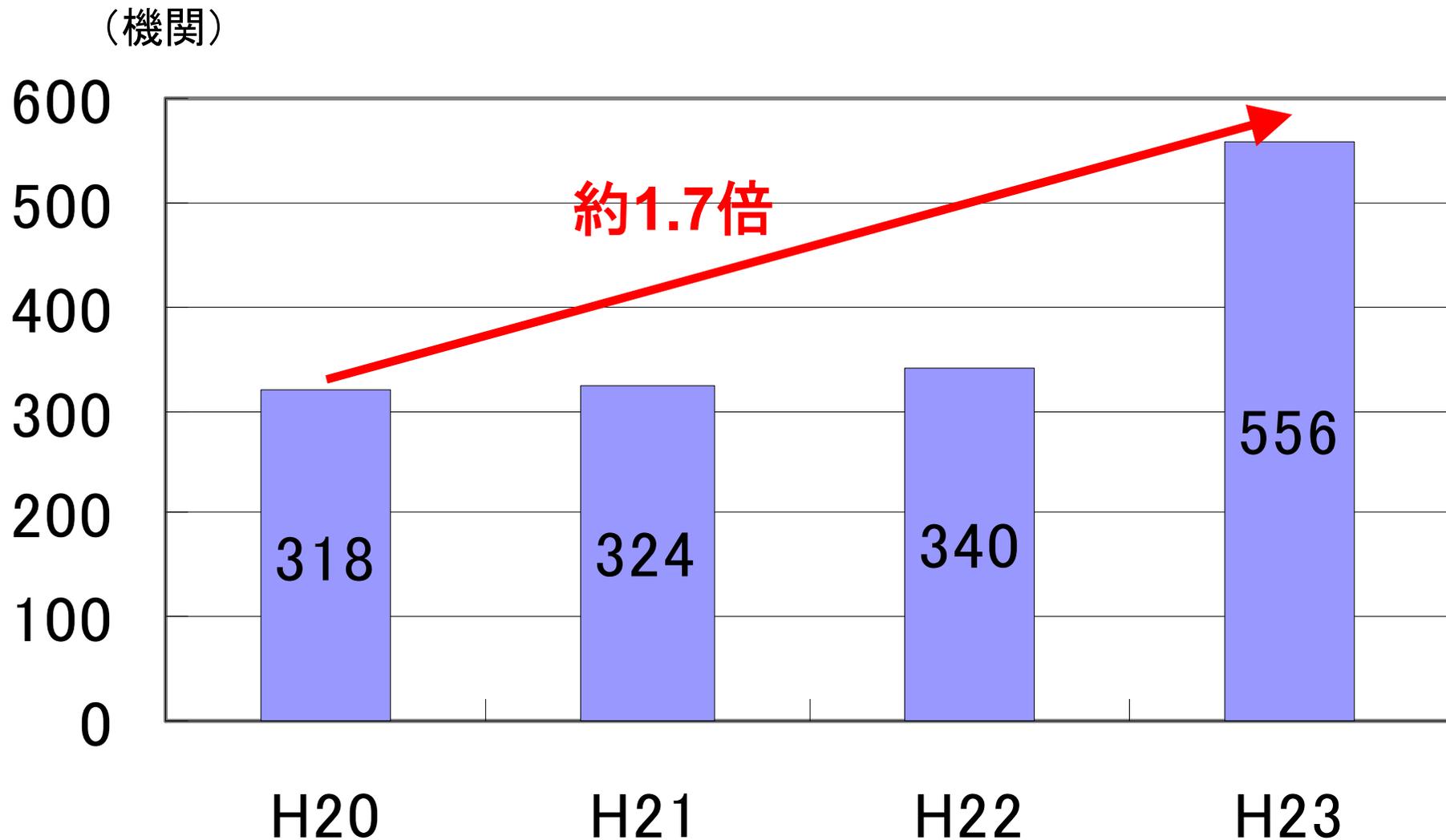
◆がんプロ修了者を採用した医療機関は今後もがんプロ修了者の採用を希望。



※がんプロ修了者を採用した医療機関のうち回答のあった機関

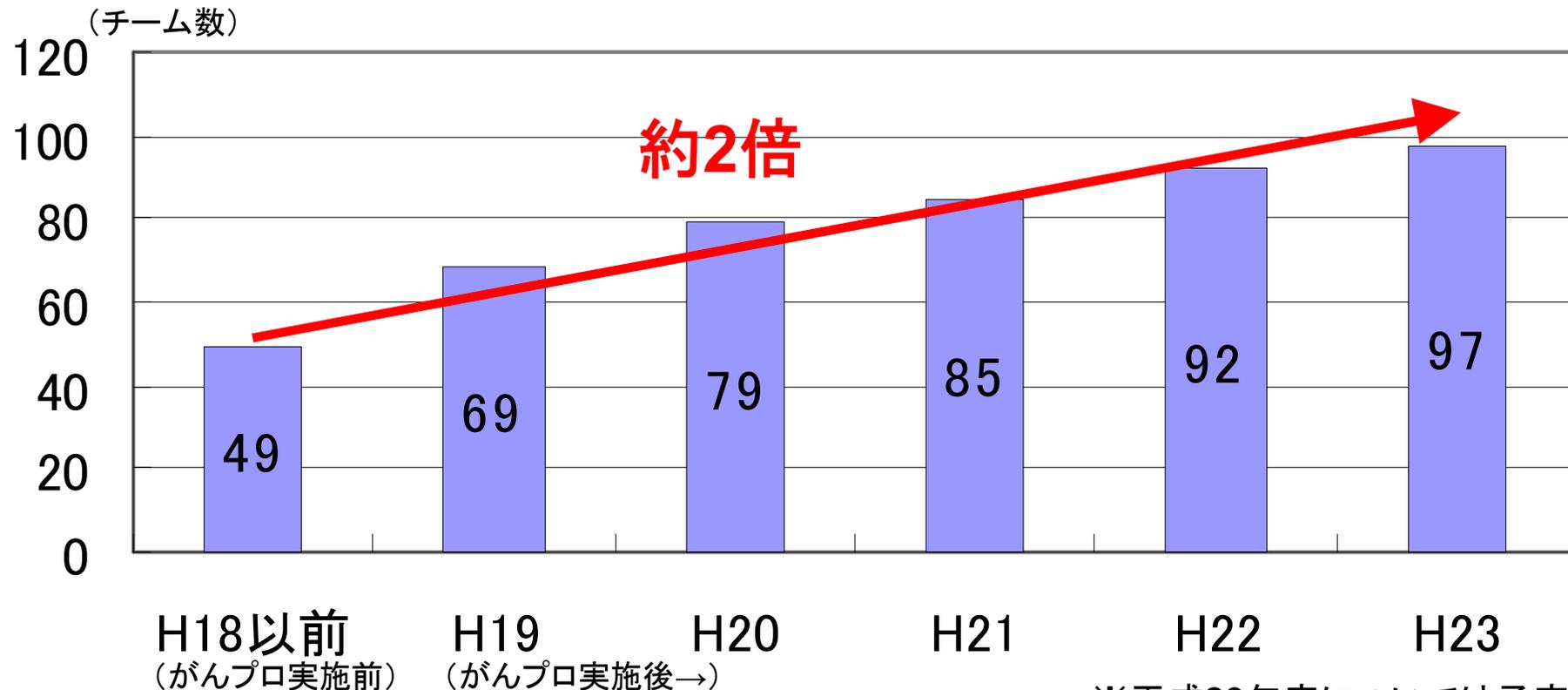
がんプロ連携医療機関数の推移

◆がんプロにより医療機関の連携が大幅に進展した。



がんに関する医療チーム数の推移(累積)

◆がんプロ実施前の平成18年度と比較して平成23年度は約2倍に増加。



※平成23年度については予定含む

がんに関する医療チームの例

緩和ケアチーム

・医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床心理士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士

化学療法チーム

・医師、歯科医師、看護師、薬剤師、歯科衛生士、臨床心理士、事務員

管理栄養チーム

・医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、検査技師、言語療法士

医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について

◆ 「チーム医療の推進に関する検討会」報告書の内容を踏まえて、関係法令に照らし、医師以外の医療スタッフが実施することができる業務の内容について整理が行われましたので連絡いたします。(平成22年4月30日付け厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」より)

1. 基本的な考え方

- 「チーム医療」とは「多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつ互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供すること」。
- 「チーム医療」の効果は、①医療・生活の質の向上、②医療従事者の負担軽減、③医療安全の向上。
- チーム医療を推進するためには、①各医療スタッフの専門性の向上、②各医療スタッフの役割の拡大、③医療スタッフ間の連携・補完の推進、という方向で様々な取組を進める必要。

2. 看護師の役割の拡大

- チーム医療の推進に資するよう看護師の役割を拡大するためには、①看護師が自律的に判断できる機会の拡大、②看護師の実施可能な行為の拡大、によって、能力を最大限に発揮できる環境を用意する必要。

【自律的に判断できる機会の拡大】

- 看護師の能力等に応じた医師の「包括的指示」の活用が不可欠であるため、「包括的指示」の具体的な成立要件を明確化。

【看護師の実施可能な行為の拡大】

- 看護師が実施し得るか否か不明確な行為が多いことから、その能力を最大限に発揮し得るよう、実施可能な行為を拡大する方向で明確化。
⇒ 看護業務に関する実態調査等を早急に実施

【行為拡大のための新たな枠組み】

- 一定の医学的教育・実務経験を前提に専門的な臨床実践能力を有する看護師(特定看護師(仮称))が、従来よりも幅広い医行為を実施できる新たな枠組みを構築する必要。 ⇒ 医療現場や養成現場の関係者等の協力を得て専門的・実証的に検討

<行為例>

◆CT・MRI等の実施時期の判断、読影の補助等 ◆縫合等の創傷処置 ◆副作用出現時等の薬剤変更・中止

- 当面は現行法下で試行。試行結果を検証、法制化を視野に具体的措置を検討。

※ 医師の指示を受けずに診療行為を行う「ナースプラクティショナー」(NP)については、医師の指示を受けて「診療の補助」行為を行う特定看護師(仮称)とは異なる性格を有しており、その導入の必要性を含め基本的な論点について慎重な検討が必要。

医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について②

3. 看護師以外の医療スタッフ等の役割の拡大

- 薬剤師について、現行制度の下で実施可能な業務（積極的な処方提案、患者の薬学的管理等）を明確化することにより、病棟・在宅医療等における活用を促進。
- 助産師、リハビリ関係職種、管理栄養士等について、各々の専門性を最大限に活用できるよう、業務の拡大等を推進（リハビリ関係職種による喀痰吸引等）。
- 医療関係事務に関する処理能力の高い事務職員（医療クラーク）について、量の確保（必要養成数の把握等）、質の確保（検定の導入等）、医療機関への導入支援等、導入の推進に向けた取組を推進。
- 介護職員について、患者・家族のサービス向上を推進する観点から、一定の医行為（喀痰吸引や経管栄養等）の実施方策を別途早急に検討。

4. 医療スタッフ間の連携の推進

- 各医療スタッフの専門性の向上や役割の拡大を活かすため、医療スタッフ間の連携（医療機関内における連携、在宅医療における地域横断的な連携等）の推進が重要。



- 社会的に認知されるような新たな枠組みとして、客観的な基準（体制・設備等）に基づいてチーム医療を推進する医療機関を認定する仕組みや、認定を受けたことを広告できるようにする仕組みを検討する必要。
- 認定主体として、臨床現場の関係者、医師・看護師等の医療スタッフ関係者、教育関係者、関係学会等が参画する公正・中立的な第三者機関が必要。

医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について③

- 各医療スタッフの高い専門性を十分に活用するためには、各スタッフがチームとして目的・情報を共有した上で、医師等による包括的指示を活用し、各スタッフの専門性に積極的に委ねるとともに、スタッフ間の連携・補完を一層進めることが重要。
- このため、医師以外の医療スタッフが実施することができる業務を以下のとおり整理。

薬剤師

- ① 薬剤選択等に関する積極的な処方提案
- ② 薬物療法を受けている患者への薬学的管理の実施
- ③ 薬物の血中濃度や副作用のモニタリングに基づく薬剤の変更提案
- ④ プロトコールに基づく薬剤の変更等（医師等との協働）等

リハビリテーション関係職種

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による喀痰等の吸引
- ② 作業療法士の業務範囲の明確化

管理栄養士

- ① 医師の包括的な指導の下、一般食の内容・形態の決定等
- ② 特別治療食の内容・形態の提案
- ③ 経腸栄養剤の種類を選択・変更の提案

臨床工学技士

- ① 喀痰等の吸引
- ② 動脈留置カテーテルからの採血

診療放射線技師

- ① 画像診断における読影の補助
- ② 放射線検査等に関する説明・相談

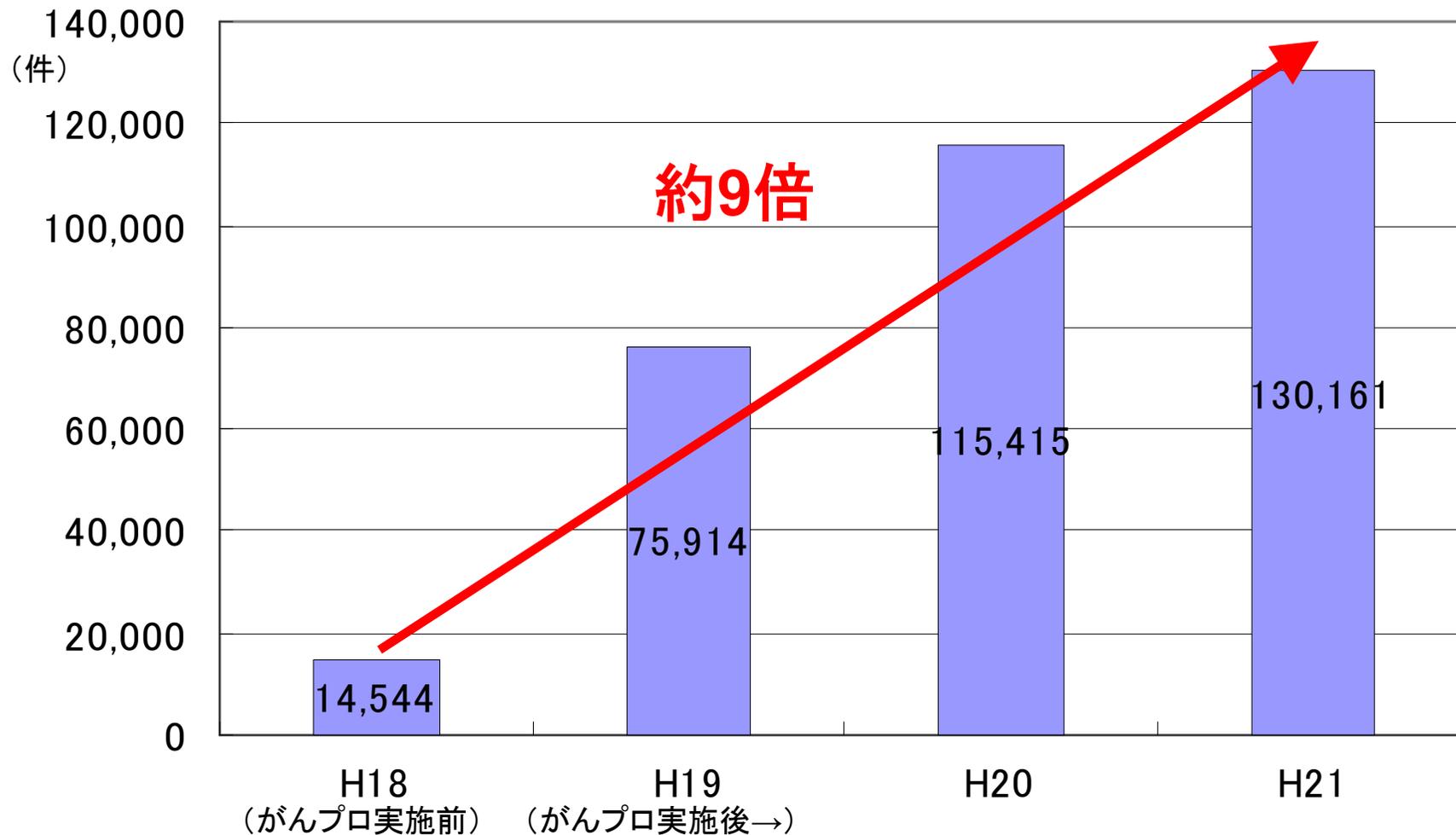
その他

- その他の医療スタッフの積極的な活用
- MSWや診療情報管理士等の積極的な活用
- 医療クラーク等の事務職員の積極的な活用

各年度毎の院内がん登録数の推移

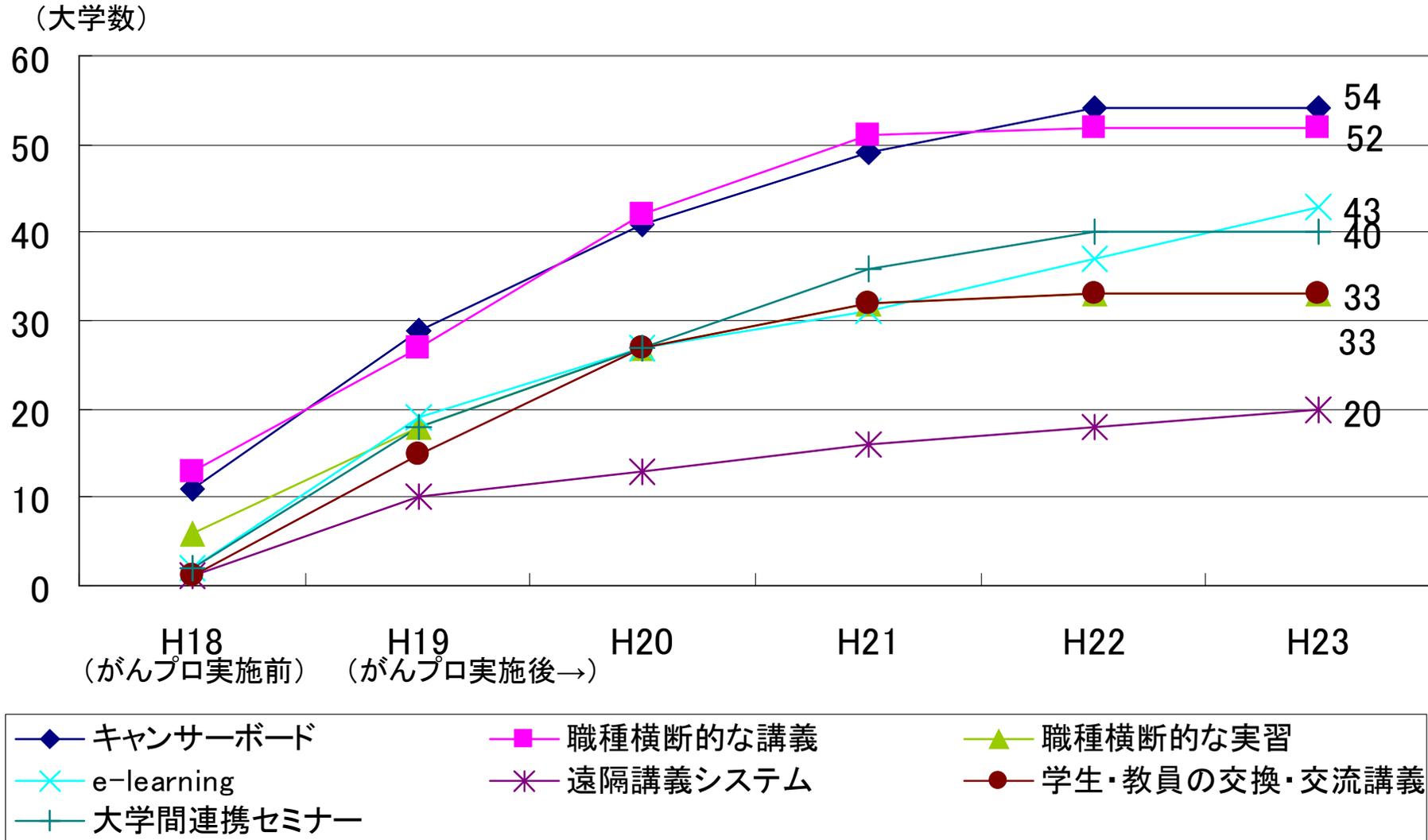
◆がんプロ実施前の平成18年度と比較して平成21年度は約9倍に増加。

※ がんに関する診療情報(患者の特性, 診断・治療の内容, 入院状況, 治療成績)を分析・評価することにより、診療行為の科学的評価と適切な診療方法の選択が可能。



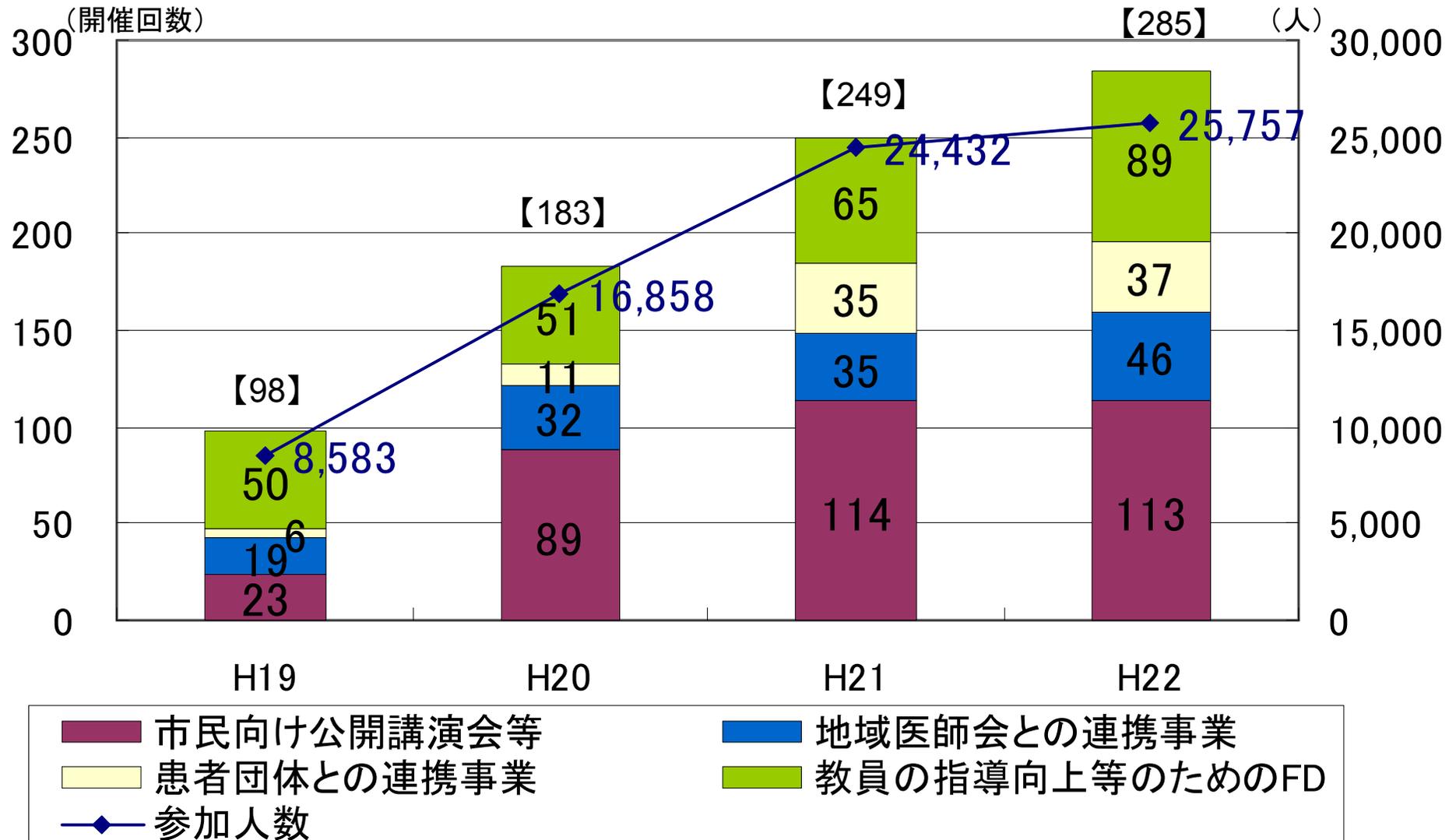
教育システム等の整備状況

◆がんプロの実施により、キャンサーボード等による多職種連携教育や、大学間連携、教育設備の充実等が進展。



がんプロ事業の社会への発信等(主なもの)

◆がん医療等に関する社会への情報発信を積極的に実施している。



※事業推進責任者が関与したものについて集計

がんプロ事業の全国的な取組

◆がんプロ事業の検証、市民への発信等を全国的な取組により実施。

平成23年5月20日 第1回全国がんプロ協議会

・5年間の事業を検証する全国がんプロ施設の連合体が設立

平成23年7月 9日 がんプロ全国e-learningクラウド kick off会議

・e-learning機能の集約化と共有化によりがん医療教育を均てん化

平成23年7月25日 東日本がんプロフェッショナル養成プラン10拠点公開シンポジウム

「がん専門家養成と教育研究拠点化の今後について」

・東日本を拠点とする10拠点による公開シンポジウム

平成23年7月26日 がんプロフェッショナル養成プラン西日本ネットワークによる

市民公開シンポジウム「あなたのがん治療は、どうやって決まるの？」

・西日本を拠点とする8拠点による公開シンポジウム

平成23年9月 9日 全国がんプロ協議会第1回理事会

コース修了者の地域定着のための取組例

- ・ FD、ワークショップ、セミナー等を開催し、教員等の育成や連携強化を行うとともに、がん医療の均てん化の重要性について啓発し周知を図っている。
- ・ 修了者を地域がん診療連携拠点病院や関連病院に派遣している。
- ・ 修士課程修了者に対して、より高度な知識・技術を身につけるため、大学院博士課程への進学を促している。
- ・ 資格取得者(修了者)を外部資金を利用した特任教員として、関係大学・病院にて雇用している。
- ・ 修了後も大学の継続教育として、事例検討会や研修会、研究活動などを一緒に行っている。
- ・ 受講生が勤務している医療機関におけるコメディカルを招き、チームに対する研修とすることで、受講生の地域活動の始動を支援する。
- ・ 昼夜開講制度を利用して、地域の社会人学生の受け入れも可能としている。

東日本大震災に関する支援等の取組例

＜医師等の派遣＞

- ・ スクリーニング(放射線量測定)チーム、被ばく医療チーム等の派遣。
- ・ 被災地での緩和ケアと栄養管理、スタマケアなどの実施。

＜物品等の支援＞

- ・ 化学療法看護認定コース演習使用物品(ケモブロックガウンやグローブなど)を被災地へ配送した。

＜被災地からのがん患者受入＞

- ・ 被災地からのがん患者の受け入れに関して、専用の窓口を設け、院内およびホームページ上の掲示を行った。
- ・ 各種学会(日本臨床腫瘍学会、日本緩和医療学会等)に受入可能機関として登録を行った。
- ・ 被災地からのがんの手術患者・治療継続患者・手術後の経過観察患者等の受入。
- ・ 被災地からのがん患者、家族からの相談。
- ・ 被ばくのおそれのある患者の受け入れ体制の構築。

＜被ばく者のサーベイランス＞

- ・ 被災した方の外部被爆及び内部被ばく検査等の実施。
- ・ 避難者、帰宅者、作業員等への被ばくサーベイを行った。

＜国民・被災者への情報発信＞

- ・ 放射線(発がん)の影響について講演を行った。
- ・ 新聞やテレビなどのメディアを通し、被ばく者に関する啓蒙活動を積極的に行っている。
- ・ 「放射性ヨウ素と甲状腺がん」についてのフライヤーを作成し、避難所へ配布した。

その他がんプロの成果・実績等

＜他組織との連携＞

- ・ 大学院での授業互換、単位互換が成立し、また大学横断的な組織(タスクフォース等)を構築することができた。
- ・ 患者会組織との協力体制が確立され、諸事業での継続的な連携が実践されるようになった。
- ・ M.D. アンダーソンがんセンターとの間で教育・研究協力に関する協定を締結するに至った。

＜院内の連携＞

- ・ 臓器横断的な診療体制が整った。
- ・ がん専門職の間で、人的交流が盛んになった。

＜専門医療人の養成＞

- ・ 県内において資格取得者が全く存在しなかった、がん薬物療法専門医やがん看護専門看護師等を初めて輩出した。
- ・ 本事業によって医学物理士という職種が認知され、高精度放射線治療には必要な人材であるとの認識が高まった。

＜病床整備＞

- ・ 県内に、修了者によるがん治療(緩和ケア)病床が開設された。

今後のがんプロの課題

＜人材育成について＞

- ・ 将来のがん治療開発(橋渡し研究、早期治験、レギュラトリーサイエンスなど)に必要な基礎知識・技能を習得させ人材育成する教育体制の構築。
- ・ 被ばくによって生ずるがんの予防・治療・ケア戦略の開発ならびに実施に供する人材を育成する教育体制の構築。
- ・ チーム医療の推進のための人材育成・教育の拡充。
- ・ がん医療統計学、がん医療マネジメント、臨床心理士、がん遺伝情報カウンセリング等の人材育成。

＜キャリアパスの構築について＞

- ・ がんプロ大学院修了者の資格取得支援、及び資格取得後のさらなるスキルアップ支援に供する教育・研修体制の構築。
- ・ がん専門医療人のキャリアパスの構築、がんプロ履修のインセンティブを高める工夫。
- ・ 専門資格取得のための関係学会との認定調整。
- ・ がんに特化した講座や院内がんセンターの設置による態勢強化。
- ・ がんプロ修了者の医療機関受入の拡充(加算などによる診療報酬面からの優遇措置など)。

＜教育・研究体制について＞

- ・ 専門医療者に対するがん診療の専門性の向上に次いで、一般性の普及に関する教育体制の構築。
- ・ 日本標準のがん専門家教育システムの活用。
- ・ 質の高い教材作成、更新を継続的に行っていくための全国的仕組み作り。
- ・ がんプロ取組大学を中心とした地域包括臨床研究ネットワークの構築。エビデンス構築のための臨床試験実施体制の構築。
- ・ 医学部生への動機付け教育。

＜他組織との交流について＞

- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん拠点病院との意見交換・交流の強化。
- ・ がんサバイバーシップによる医療支援。
- ・ 海外大学院との交流の強化。

全国がんプロ協議会

5年間の事業を検証する全国がんプロ施設の連合体

第1回 平成23年5月20日

- ・がんプロ拠点間の連携事業
- ・一般市民、社会への発信
- ・マスコミを用いた広報活動
- ・がんプロ事業の成果の調査と報告

役員

会長	松浦 成昭	大阪大学大学院医学系研究科・教授
副会長	樋野 興夫	順天堂大学医学研究科・教授
理事	石岡 千加史	東北大学加齢医学研究所・教授
理事	内布 敦子	兵庫県立大学看護学部・教授
理事	久保 陽徳	明治薬科大学学長
理事	滝口 裕一	千葉大学大学院医学研究院・教授
理事	前原 喜彦	九州大学医学研究院・教授
理事	松岡 順治	岡山大学医歯薬学総合研究科・教授
理事	宮川 清	東京大学大学院医学系研究科・教授
顧問	今井 浩三	東京大学医科学研究所附属病院・病院長

※敬称略

がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン

平成24年度予定額 21億円(新規)

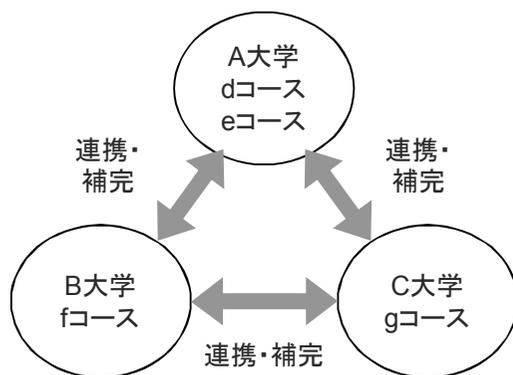
< 課題 >

- ・がんは、わが国の死因第一位の疾患であり、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状から、「がん対策基本法」が制定(H19.4施行)。
- ・この基本法の中で、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識・技能を有する医師その他の医療従事者の育成が求められている。

< 対応策 >

・本事業では、複数の大学がそれぞれの個性や特色、得意分野を活かしながら相互に連携・補完して教育を活性化し、がん専門医療人養成のための拠点を構築する。

< 連携のイメージ(例) >



※2 コーディネーターを配置し、他大学・他学部・地域医療機関・製薬企業等との調整を行う。

※3 支援期間(5年間)終了後も、恒常的に事業を実施できる体制基盤を確立する。

※1 各大学は、下記の①～③のいずれかに該当するコースを開設。

①がん教育改革によるがん専門医療人養成に重点を置くコース

従来とは異なる教育手法の導入等の教育改革により、がんに関する国際的な視野を持った指導者や臨床現場でのリーダーをはじめとした、優れたがん専門医療人の養成を主目的とするコース。

【取組例】多職種連携教育、初期研修と大学院の両立、連携大学との単位互換、全国規模のE-learning、などを導入したコース

②地域がん医療に貢献するがん専門医療人養成に重点を置くコース

地域医療機関との連携等により、地域のがん医療の質向上や医師等の確保など、地域がん医療に貢献する優れたがん専門医療人の養成を主目的とするコース。

【取組例】医師等不足地域での研修、がん在宅医療研修、地域医療人の生涯教育、地域の休業中医師・看護師等の復帰教育、地域に定着するための教育上の工夫、などを導入したコース

③がん研究者養成に重点を置くコース

将来、がんに関する新たな診断・治療法や看護法、医薬品・医療機器の開発研究等を担う、高度な研究能力を有するがん研究者の養成を主目的とするコース。

【取組例】海外の機関との国際連携教育、MD-Ph.Dコースによる学部・大学院一貫がん教育、製薬企業や理工系大学院等との連携教育、などを導入したコース

連携

がんプロフェッショナル養成プラン

< 成果 > 高度ながん医療、がん研究等を実践できる優れたがん専門医療人を育成し、わが国のがん医療の向上を推進

がんプロフェッショナル養成基盤推進プランについて

がんプロフェッショナル養成基盤推進プランの公募要領等詳細については、

文部科学省ホームページに掲載(下記URL参照)

【がんプロフェッショナル養成基盤推進プランの公募について】

http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/1314984.htm

○ 選定は、「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン審査要項」により行います。

○ 選定スケジュール(予定)は以下のとおりです。

平成24年	1月 12日	公募通知
	2月 1日	公募申請書提出締切り
	2月	公募選定期間
	3月中旬	選定結果の通知(学長宛て) 補助金交付事務手続開始
	4月 1日	補助金交付内定(事業開始)

※作業の進捗状況により、日程が前後する場合があります。

○ なお、本事業は、国会における平成24年度政府予算案の成立が前提条件となります。
予算案が成立しなかった場合、選定は無効となります。

參考資料

文部科学省におけるがん対策について

平成23年度予算額 : 197億円※1
(平成22年度予算額 : 172億円)

戦略目標 : 我が国の死亡原因の第一位であるがんについて、研究、予防及び医療を総合的に推進することにより、
がんの罹患率と死亡率の激減を目指す。

がんの本態解明

・科学研究費補助金

主として研究者がグループを組んで研究を推進する「領域研究」の分野で、がん研究に関する知的知見を得るための研究を支援。(予算案:2,633億円の内数)

戦略的がん研究

・次世代がん研究戦略推進プロジェクト【新規】

革新的な基礎研究の成果(有望シーズ)を厳選し、戦略的に育成するとともに、ファーマコゲノミクス研究の成果の臨床応用を加速する。

(予算案:36億円)

がん等克服のための 先端医科学研究開発

・橋渡し研究加速ネットワークプログラム【新規】

がんや難治性疾病等の重大な疾患に対する有望な基礎研究の成果を着実に実用化させ、国民へ医療として定着させることを目指す。

(予算案:30億円)

・分子イメージング研究戦略推進プログラム

分子イメージング技術について、創薬プロセスの改革、疾患の診断技術等への活用に向けた実証を推進。(予算案:5億円)

・オーダーメイド医療の実現プログラム

世界最大規模のバイオバンクを活用し、がんの発症リスクに関連する遺伝子特定等を推進。(予算案:16億円)

革新的ながん治療法等の研究開発

・放医研におけるがん治療研究等

「重粒子線がん治療法」等の開発を推進。

(予算案:72億円※2)

・粒子線がん治療に係る人材育成プログラム

専門知識等を有する人材をオン・ザ・ジョブ・トレーニング等で育成。(予算案:0.7億円)

・国立大学法人運営費交付金の確保

大学におけるがん治療研究等を推進。

(予算案:18億円)

等

※2:平成23年度予算案72億円の中には、施設運営費45億円が含まれる。

大学におけるがんに関する教育・診療

がんプロフェッショナル養成プラン

がん医療の担い手となるがん専門医師及びがん
に特化した医療人の養成を行うための大学の取
組みを支援 (予算案:20億円)

医学部教育における取組

「医学教育モデル・コア・カリキュラム」
に基づくがんに関する教育の実施

大学病院における取組

がんセンター等の横断的ながん治療等を行う
診療組織の設置等による診療の充実

※1:平成23年度予算額197億円の他に科学研究費補助金(予算案2,633億円の内数)によるがん研究がある。

ライフ・イノベーションの一体的推進

～健康社会と経済成長との両立～

文部科学省
厚生労働省
経済産業省

《 文部科学省・厚生労働省・経済産業省の三省協働で一体的に推進 》

※ 平成23年度予算額：300億円(文部科学省104億円、厚生労働省131億円、経済産業省65億円)

※ 平成22年度補正予算：86億円(経済産業省)

○「新成長戦略」を踏まえ、ライフ・イノベーションの中でも、経済・社会ニーズ、緊急性が極めて高いものに重点化。文部科学省、厚生労働省、経済産業省の縦割りを排除し、三省協働で一体的に推進する。

○もって、疾患・障害の克服による健康長寿社会の実現と国際競争力の強化による経済成長を実現する。

◆ ライフ・イノベーション分野の三省の協働体制を強化し、課題解決に向けて一体的に推進

《協働の基本方針》

- ・文部科学省 大学等を中心に基礎研究を推進し、産業応用及び臨床研究へと繋げるための取組を実施する。
- ・厚生労働省 基礎研究の成果を踏まえ、日本発のシーズを有する企業、研究機関と連携しつつ治験・臨床研究を推進し、医療への実用化に繋げる。
- ・経済産業省 基礎研究成果の早期産業化及び国際展開を推進し、産業界との連携により経済成長の基盤を形成する。



◆ 具体的な施策



健康社会と経済成長を両立・元気な社会の実現